第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七 ［略］	都道府県知事
	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］	
第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七 ［略］	都道府県知事
	中核市の市長

第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七 ［同上］	都道府県知事
	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］	
第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七 ［同上］	都道府県知事
	中核市の市長

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十六の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府令第五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項、第二十一条の五の四第二項、同法第二十一条の五の十六第四項において準用する同法第二十一条の五の十五第一項、同法第二十一条の五の十七第二項並びに第二十一条の五の十九第三項、同法第二十四条の十第四項において準用する同法第二十四条の九第一項、同法第二十四条の十二第三項、同法第二十四条の二十九第四項において準用する同法第二十四条の二十八第一項、同法第二十四条の三十一第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄